※1…生活保護、中国残留邦 立ハンセン病療養所等入所 者家族生活援護費およびハ **八等に対する支援給付、国** 

いる方および生活保護など 等割) 非課税者

※住民税課税者に扶養されて 平成27年度分の住民税(均 帳に記録されている方で、 基準日に本町の住民基本台

申請手続

8月下旬に対象となる可

返送してください。 受付場所(役場西会議室1) しますので、申請期間中に 、持参するか返信用封筒で

対象外

を受給している方(※1)は

平成27年1月1日

基準日

9月1日から

臨時福祉給付金の

受付き開始します

消費税率の引き上げにより、大きな影

8月上旬に全世帯へ臨時福祉給付金の チラシを配布します。対象外の方にも配 布されますがご理解をお願いします。

福祉課 内線126

郵送の場合

申請書、添付書類の写し

を返信用封筒で返送

所でコピー可)、印鑑(認 申請書、添付書類(受付場

臨時

受付場所への持ち物

響を受ける低所得世帯の方に対し、

福祉給付金を支給します。

添付書類

· 本人確認書類 (運転免許証

健康保険証、写真付き住民

●問い合わせ

象

支給額

1人 6、000円

のお知らせ、申請書(請求 非課税者へ、住民税非課税 書)、返信用封筒などを送付 能性がある住民税 (均等割)

与金 (援護加算金)を受給\_ ている方 ノセン病療養所非入所者給

※昨年度と同じ口座へ振り

シュカード)

込む場合は不要

申請期間

9月1日(火)

注意事項

~12月1日(火

①原則、申請期間外の申請

は受付不可

②平成27年1月1日時点で 27年1月1日時点で住民 の申請は受付不可。平成 東浦町に住民票がない方

票があった市区町村で申

請してください。申請期間

給与所得者

区分	非課税 限度額
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.4万円
夫婦子2人	209.9万円

住民税 (均等割) が課税 されない所得水準の目安

受給者が死亡したとき

※外国人は、全員の在留

基本台帳カードなど

カードが必要

振込先金融機関口座確認

書類(通帳またはキャッ

④原則、現金による給付不 い不可)。 可。口座がない方は相談 ダウンロード可 たは町ホームページから してください (即日支払

③申請書は福祉課で配布ま 町村に問い合わせてくだ

異なるため、申請先の市区 などは市区町村によって

## ・名前、住所、振り込み先が変わったとき

障害者入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人 -ム、軽費老人ホームに入所したとき

※届出が遅れると手当を返還していただく場合があ ります。また、施設に入所していた方が退所した場 合、再度受給するためには申請が必要です。

## 公的年金等受給者

	区分	非課税 限度額
単身	65歳以上	148万円
	65歳未満	98万円
夫婦	65歳以上	192.8万円
	65歳未満	147万円

## 町障害者手当を 受けている皆さん/

手当を受けている方が次のいずれ かに該当する場合は、届出が必要となりま すので福祉課で手続きしてください。

福祉課 内線121 ●問い合わせ